



質問

規約原本が存在しない場合、どのような手続きで原本を作成したらよいですか。

(相談概要)

ある管理組合において、原始規約は存在していますが、現に有効な規約の内容を1通にまとめたものが存在していません。過去に数回規約変更を行っていますが、現在まで規約に規約原本に関する定めは設けていません。今回、現に有効な規約の内容を1通の書面としたいのですが、どのような手続きをとればよいでしょうか。



回答

本件では規約に規約原本に関する規定が無いことから、まず当該条項を盛り込むことを内容とする規約変更を特別決議にて行い、その条項に定める方法に従って書面を作成することが望ましいでしょう。

なお、現に有効な規約の内容を確認するだけであれば、総会において、「本規約は現に有効な規約であることを確認する」ことを内容とする普通決議を行うことで足りると考えられます。

【参考事例】

管理組合関係 → **管理規約・細則に関する事項** → **管理規約・細則の制定・変更**

理事長より規約原本を紛失したため、新たに作成したいとの相談を受けました。

どのように作成すればよいですか。(Q0164)

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。